１

仕様書

１　件名

防衛省共済組合車力支部が行う事業の経営委託

２　委託内容

　　組合員を対象としたカーシェアリングの経営

３　相手方の決定

防衛省共済組合車力支部長（以下「甲」という。）が決定する。

４　契約の締結

（１）本事業を委託される者（以下「乙」という。）は、カーシェアリングの受託経営に関する経営委託契約書を甲と取り交わさなければならない。

（２）甲は、次に該当する場合は契約を解除し、又は中断することができる。

　　ア　甲又は国（以下「丙」という。）が、乙に委託している土地を使用する場合

　　イ　乙が、契約条項に違反した場合

　　ウ　その他、甲が必要と認めた場合

（３）契約が満了した場合（更新した場合を除く。）又は前号により契約が解除された場合は、乙は直ちに自己の負担で使用した土地を受託前の状態に回復し甲に返還すること。なお、この場合は、乙は甲に対し一切の補償を請求することができない。

５　乙の資格

乙は、以下の条件を満たしていること。

（１）事業遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。

（２）事業の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。

（３）本仕様書の全記載事項を遵守できること。

６　設置場所

　　カーシェアリングの設置場所については、経営委託契約書において、甲が指定するものとする。

７　委託期間（基準）

甲との契約締結時から令和７年３月３１日とする。

ただし、甲が必要と判断した場合には、５年を超えない期間（ただし、甲の国有財産使用許可期間内であること）で甲が定める期間、契約を更新することができる。

なお、委託期間の開始及び終了に時期については、変更もあり得る。この場合、乙は甲に対して一切の補償を請求することができない。

８　名義使用の制限

乙は、自己の営業上の取引に関して、甲又は丙の名義を使用してはならない。

９　費用負担

本事業に伴う費用は、すべて乙の負担とする。

２

10　管理手数料

（１）乙は、委託事業の管理に要する費用として、管理手数料を甲に納付しなければならない。

（２）管理手数料は月額とし、別紙に基づき算出された額とする。

（３）毎月の管理手数料は、別紙に掲げる日（その日が休日である場合にあっては、その後において直近の休日でない日）までに甲に納付するものとする。この場合において、納付を延滞したときは、日歩１銭３厘（１．３／１０，０００）の利率により延滞料を付加するものとする。

11　管理責任

（１）乙は、自らの責任においてカーシェアリングで使用する普通自動車を管理し、火災、盗難の予防及び保安について、関係法令及び規則等を遵守し、常に注意するものとする。

（２）乙は、甲から、各種行事等によりカーシェアリングで使用する普通自動車の一時的な移動を指示された場合は、速やかに移動するものとする。ただし、速やかな移動が困難な場合においては、乙が甲に移動を依頼するものとし、移動に係る費用は乙の負担とする。

（３）乙に起因する事故発生の場合は、自らの責任において、損害の賠償及び施設の原状回復等を行い、甲及び丙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

（４）乙は、従事者の身元、規律の保持及び風紀に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

（５）乙の従事者（経営者含む。）は、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

12　情報保全の遵守

（１）乙は、甲及び丙の担当職員(以下「甲等」という。) の与えた指示及び本事業の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が乙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本事業の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

（２）乙は、自らの従事者及びその関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

13　損害賠償

　乙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他事業に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

14　契約の解除

次のいずれかの行為が認められた場合は、甲は一方的に乙に対して契約の解除ができるものとする。この際、乙は解除日までの管理手数料及び使用物件の維持保存に要した費用等を請求することはできない。

（１）国税、地方税その他公課の滞納処分若しくは強制執行を受け、又は倒産若しくは

３

破産する恐れがあり、そのことにより支払をすることができないと認められるとき。

（２）本公募及び使用申請に際し、不正の行為があったとき。

（３）乙が本仕様書の内容に違反した場合及び故意又は重大な過失により甲及び丙並びにカーシェアリング利用者に被害が発生したとき。

（４）基地内で事業をするに当たり必要な入門手続き等、丙に対する提出書類等に虚偽の記載があったとき。

（５）前各号に掲げるもののほか、乙が法令に違反し又はその恐れがあり、社会的信用を大きく低下させたとき（社会的に非難されるべき行為を行った場合を含む。）。

15　自己都合による契約の解除

乙は、自己の都合により契約を解除しようとするときは、解除を希望する日の３か月前までに甲に申請し、甲の指示に従い解除することができる。この際、乙は解除日までの管理手数料及び使用物件の維持保存に要した費用等を請求することはできない。

また、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立を行う場合は、当該手続開始前に解除を申し出るものとする。

16　事業仕様

（１）乙は、自ら提出した企画提案書に基づき事業を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。

（２）乙は、カーシェアリングで使用する自動車について車力分屯基地私有車両運行等規則（平成３０年車力分屯基地達第１１号）に定める所要の手続を行なうこと。

（３）本事業の遂行に当たっては、甲等の指示に従うこと。

（４）カーシェアリングの設置及び撤去に係る費用は、乙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、甲等の指示に従うこと。

（５）乙は、使用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。

（６）乙は、故障等についてカーシェアリング利用者又は甲等からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。

（７）乙は、本事業の従事者に係る書類（履歴書（写し））など、甲及び丙が必要と判断した書類の提出を求められた場合には、甲等に提出しなければならない。

（８）乙は、使用物件の一部又は全部を第三者に転貸してはならない。

（９）本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲等の間で協議する。

（10）甲又は丙の都合により、営業が中止又は日時内容等が変更された場合、これによって発生した費用及び損害等について、乙は一切賠償を請求しないものとする。

17　情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号）に基づき本事業に関する行政文書の情報公開請求が行われた場合は、第５条第２項に該当する情報を除き開示するものとする。

４

18　報告

　　乙は次の各号に掲げる書類を、それぞれ当該各号に定める期日までに提出しなければならない。

1. 毎月の売上月計表（別紙様式第１）

翌月の初日（休日の場合は、その後の直近の休日でない日）

1. 毎月の収支計算書（別紙様式第２）

翌月の１０日

1. 毎年度の損益計算書（別紙様式第３）

翌事業年度の５月末

別紙

管理手数料の月額算出等について

１　経営委託期間が１会計年度を経過している場合（甲が本契約締結後、５年以内の適宜の時期に委託業者の見直しを実施した結果、継続して同一の業者に同一の条件により経営を委託する場合において、見直し前の経営委託期間が１会計年度を超過しているときを含む。）

　　計算式：（Ａ＋Ｂ＋Ｃ）×次の表に掲げる前年度売上額欄に掲げる区分に応じた手数料欄に掲げる手数料率÷１２

　　　Ａ：前年度の標準税率対象商品の売上額

　　　Ｂ：前年度の軽減税率対象商品の売上額÷（１＋軽減税率）×（１＋標準税率）

　　　　　（円位未満切捨て）

　　Ｃ：前年度の印紙、証紙及び物品切手等（商品券など）の売上額×（１＋標準税率）（円位未満切捨て）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 前年度売上額（Ａ） | 手数料（Ｂ） | 納付期日 |
| ３６０万円未満 | ０％ | 当月の１５日 |
| ３６０万円以上４８０万円未満 | １％ |
| ４８０万円以上６００万円未満 | ２％ |
| ６００万円以上７２０万円未満 | ３％ |
| ７２０万円以上８４０万円未満 | ４％ |
| ８４０万円以上 | ５％ |

２　経営委託期間が１会計年度を経過していない場合

　　計算式：（Ａ＋Ｂ＋Ｃ）×次の表に掲げる各月売上額欄に掲げる区分に応じた手数料欄に掲げる手数料率

　　　Ａ：各月の標準税率対象商品の売上額

　　　Ｂ：各月の軽減税率対象商品の売上額÷（１＋軽減税率）×（１＋標準税率）（円位未満切捨て）

　　　Ｃ：各月の印紙、証紙及び物品切手等（商品券など）の売上額×（１＋標準税率）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 各月売上額（Ａ） | 手数料（Ｂ） | 納付期日 |
| ３０万円未満 | ０％ | 翌月の１５日 |
| ３０万円以上４０万円未満 | １％ |
| ４０万円以上５０万円未満 | ２％ |
| ５０万円以上６０万円未満 | ３％ |
| ６０万円以上７０万円未満 | ４％ |
| ７０万円以上 | ５％ |

３　管理手数料の端数処理

　　管理手数料の金額に円位未満の端数が生じた場合は、最終金額の円位未満を切り捨てるものとする。

別紙様式第１

　　年　　月　　日

売　上　月　計　表

　　　　　　　　　　　　　　　　 　事業者名　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　 　　印

　　年　　月分

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 月　日 | 金　額（円） | | | 摘　要 |
| 標準税率対象  売上額 | 軽減税率対象  売上額 | 合計額 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

※　毎日の売上金額は、消費税及び地方消費税込の金額を記入すること。

別紙様式第２

　　年　　月　　日

収　支　計　算　書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者名　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　印

自　　　　　年　　月　　日

至　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 借　方 | 勘定科目 | 貸　方 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  | 合　　計 |  |

別紙様式第３

　　年　　月　　日

損　益　計　算　書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者名　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　印

自　　　　　年　　月　　日

至　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 損　　失 | | 利　　益 | |
| 科　目 | 金　額 | 科　目 | 金　額 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 合　　計 |  | 合　　計 |  |